

# 令和4年第7回公安委員会会議録

日 時	3月24日（木曜日） 自午後 1時30分 至午後 5時10分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	下山委員長 高木委員 小野委員 廣塚委員 宮尾委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官	

## 第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞11件、意見の聴取22件について説明があり、決裁が行われた。

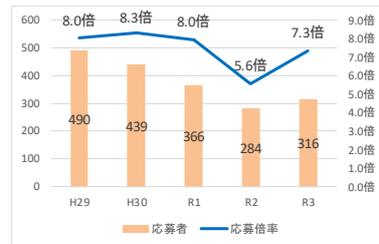
## 第2 定例会議

### 1 警察官A及び警察行政採用試験の実施について

#### (1) 警察官A

- ア 申込受付期間  
令和4年4月21日（木）から  
令和4年5月13日（金）までの間
- イ 第1次試験日  
令和4年7月10日（日）
- ウ 採用予定人員
  - 男性34人程度（前年比－9人）
  - 女性10人程度（前年比－8人）

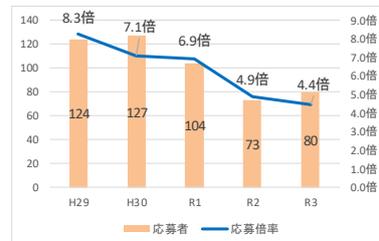
【男性（過去5年間）】



#### (2) 警察行政

- ア 申込受付期間  
令和4年4月21日（木）から  
令和4年5月8日（日）までの間
- イ 第1次試験日  
令和4年6月19日（日）
- ウ 採用予定人員  
6人程度  
（前年比±0人）

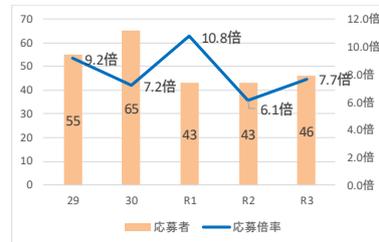
【女性（過去5年間）】



#### (3) 採用募集活動の概要

- ア SNS等による情報発信  
県警察採用係のInstagram、LINE等  
により採用情報等を発信
- イ 業務説明会等の実施

【警察行政（過去5年間）】



### 【委員からの質問等】

- 委員から、「警察官Aの採用予定人員が前年比で減少しているが、退職者数に応じたものなのか」旨の質問があり、警察側から「採用予定人員は、退職者の人数に応じて決定している。今回は、近年、警察官A（大卒程度）の倍率が低く警察官B（高卒程度）の倍率が高くなっていることから、今後実施される警察官Bの募集人員を若干増やしている」旨の説明があった。
- 委員から、「採用募集活動の取組の中で、現職の警察官から直接話を聞けるよ

うな機会はあるのか」旨の質問があり、警察側から「若手警察官を中心にリクルートチームを結成しており、直接対話できる機会を積極的に作っていきたい」旨の説明があった。

## 2 「令和4年度熊本県警察職員任命式及び初任科入校式」の実施について

- (1) 入校生（予定）

初任科第313期短期課程生	46人	（男性35人、女性11人）
同 長期課程生	41人	（男性31人、女性10人）
一般職員初任科第37期生	10人	（男性2人、女性8人）
合計	97人	（男性68人、女性29人）
- (2) 開催概要
  - ア 日時・場所  
令和4年4月5日（火）午前10時30分から（1時間程度）  
熊本県警察学校 体育館
  - イ 来賓  
熊本県知事、熊本県警察官友の会会長
  - ウ 警察関係出席者  
熊本県公安委員会委員長、本部長、警務部長、生活安全部長及び校長以下教職員
  - エ 式次第
    1. 開式
    2. 国歌演奏
    3. 辞令交付
    4. 学生代表宣誓
    5. 本部長訓示
    6. 校長式辞
    7. 熊本県公安委員会委員長告辞
    8. 熊本県知事祝辞
    9. 記念品贈呈（熊本県警察官友の会会長）
    10. 校歌演奏
    11. 閉式
- (3) その他
  - ア 入寮日  
4月1日（金）
  - イ 入校生家族の出席  
学生1人につき家族2人を上限に参加予定  
（1人が会場内、1人が別室（校舎内）からリモート視聴）
  - ウ 今後の予定  
一般職員約1か月、短期課程生約6か月、長期課程生約10か月の教養を経て卒業配置予定

### 【委員からの質問等】

- 委員から、「入校式には家族を始め多くの人に参加していただきたいと思うので、今回、家族が参加でき良かったと思う」旨の意見があった。

## 3 令和3年度の総合監察実施結果及び令和4年度の監察実施計画について

- (1) 監察の目的  
非違事案につながりやすい業務について必要な改善を行うとともに、働きやすい職場環境の構築を行い、警察の組織的かつ能率的な運営及び規律の保持に資することを目的とするもの。
- (2) 令和3年度の総合監察実施結果について  
昨年5月から12月までの間、県下23警察署に対する総合監察を実施した結果、他所属の模範となる大変良好な取組が多く認められた一方、改善を要する事項等として指摘・指導を行った項目が複数認められた。  
要改善事項と認めた要因として「担当職員の基本の不知や認識不足によるもの」、「担当課・係全体の業務遂行に対する意識不足によるもの」、「幹部のチェ

ック機能が十分に働いていないもの」等が挙げられた。

今回の結果を業務改善の機会と捉え、各所属における業務改善を図ったところであり、引き続き、非違事案等の未然防止に努める必要がある。

※ 主な実施結果は、別紙1のとおり

(3) 令和4年度の監察実施計画について

ア 総合監察

「総合監察実施計画」に基づき、監察官及び各業務主管課が23警察署に赴き、業務及びサービスに関する書類や装備資機材の目視確認、個々職員に対する質問等を行う方法により監察を実施する。

※ 令和4年度総合監察実施計画は、別紙2のとおり

(ア) 実施項目

共通項目及び各部項目として22項目を設定

(イ) 実施対象

県下23警察署

(ウ) 実施期間

令和4年5月から12月までの間

イ 随時監察

警察の能率的な運営や規律の保持のため、随時の時期に監察官が抜き打ちで行う方法により監察を実施する。

(4) 参考

上記のほか、令和4年度中に警察庁が行う監察（1回）及び九州管区警察局が行う監察（3回）を受監する予定である。

【委員からの質問等】

○ 委員から、「総合監察と随時監察を使い分けているのはなぜか」旨の質問があり、警察側から、「総合監察では限られた時間の中で多くの項目を効率的に確実にチェックするため、計画的に実施する必要がある、さらに、計画的に実施することで監察を受ける側も改めて業務をチェックすることができる。一方、抜き打ちで実施される随時監察がなければ緊張感がなくなるので、それぞれの使い分けで実施している」旨の説明があった。

○ 委員から、「総合監察の実施対象は県下23警察署となっているが、警察本部の監察は実施しないのか」旨の質問があり、警察側から「総合監察は、本部の各業務主管課が警察署の各部門の業務の実施状況をチェックするもので、本部を対象とするものではない。非違事案に陥りやすい業務については、各業務主管課が、警察本部内の各所属に対しても、情報セキュリティ監査、会計監査等を随時に実施している」旨の説明があった。

○ 委員から、「監察の結果については、『他山の石』とする必要があると思うが、どのように職員に周知しているのか」旨の質問があり、警察側から「監察での指摘事項を具体的に記載した結果を全体に通知している。また、指摘事項に対して良い改善策がなされていれば、良い施策として紹介している」旨の説明がなされた。

4 令和4年春の全国交通安全運動及び令和4年第2四半期における交通対策の実施について

(1) 令和4年春の全国交通安全運動について

ア 期間

令和4年4月6日（水）から同年4月15日（金）までの10日間

イ 主唱

熊本県交通安全推進連盟

ウ 運動の重点

(ア) 子供を始めとする歩行者の安全確保

(イ) 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

(ウ) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

エ 主要行事

(ア) 出発式

- 日時  
令和4年4月6日(水)午前9時30分から
- 場所  
熊本県庁プロムナード(※雨天時は、新館1階県民の広場)
- 出席者  
熊本県知事、熊本市長、公安委員長、警察本部長、交通関係団体の長など
- (イ) 交通事故死ゼロを目指す日  
令和4年4月10日(日)
- (ウ) その他  
各署のキャンペーン等については、別紙のとおり
- (2) 令和4年第2四半期における交通対策『スリー作戦』の実施について
  - ア 目的  
過去の第2四半期(4月から6月)における交通事故の特徴を分析し、その結果に基づく重点を指向した先行対策を講じることにより、交通死亡事故を抑制することを目的とする。
  - イ 重点対策(スリー作戦)の柱
    - (ア) 「子どもを交通事故から守る対策」
    - (イ) 「歩行者保護対策」
    - (ウ) 「高齢者の交通事故防止対策」

**【委員からの質問等】**

- 委員から、「後部座席のシートベルト着用率が、熊本は全国平均よりも低いというニュースを見た。指導・啓発活動を引き続きお願いする」旨の意見があった。
- 委員から、「新学期が始まるが、中高生に対して、保護者も参加される入学式などの機会に、自転車の運転ルール、自転車事故の状況、自転車保険の義務化などの話をしていただきたい」旨の意見があった。

**第3 報告・決裁等**

- 1 ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況についての報告  
人身安全対策課長から報告が行われた。
- 2 援助要求についての決裁  
警備第二課長から説明があり、決裁が行われた。
- 3 熊本県道路交通規則の一部改正についての決裁  
交通規制課長から説明があり、決裁が行われた。
- 4 事務専決規則の一部改正についての決裁  
生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。
- 5 インターネット異性紹介業に係る処分基準の一部改正についての決裁  
生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。
- 6 立入検査実施規程の廃止についての決裁  
生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。
- 7 熊本県監査委員による令和3年度第4次定期監査の結果に対する措置状況の通知についての決裁  
会計課会計監査室室長から説明があり、決裁が行われた。
- 8 令和4年第6回公安委員会会議録の決裁  
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 9 苦情(R4No.3)受理の報告  
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 10 苦情(R4No.4)受理の報告  
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 11 意見・要望(R4.No.8)受理の報告・決裁  
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 12 意見・要望(R4.No.9)受理の報告・決裁  
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 13 審査請求(R4No.1)弁明書の報告  
公安委員会事務室から報告が行われた。

- 14 審査請求(R3No.6)反論書受理の報告  
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 15 第37回九州管区内公安委員会連絡会議のテーマの選定  
公安委員会事務室から説明があり、テーマの選定が行われた。
- 16 第109回16都道府県公安委員連絡会議資料の報告  
公安委員会事務室から報告が行われた。